

ご契約のしおり

ご契約者の皆様へ

- 「セコム安心マイホーム保険」は「家庭総合保険」のペットネームです。
- この「ご契約のしおり」は、約款および主な特約の中で、特に大切な事柄を説明したものです。
- この「ご契約のしおり」では「家庭総合保険」および「地震保険」について説明いたします。
- 詳しくは普通保険約款および特約をご一読いただき、内容をよくご確認の上、ご契約くださるようお願いいたします。
- もし、おわかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または当社におたずねください。
- 当社代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っています。
- したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。
- なお、取扱代理店はご契約者のみなさまのご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用くださいますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約になった後も保険証券同様大切に保管くださるようお願いいたします。

信頼される安心を、社会へ。

● 特にご注意いただきたいこと ●

- 保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。ただし、口座振替払の場合や団体扱に関する特約など特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。
- 事故が起こった場合、遅滞なく当社または取扱代理店まで通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがありますので、ご注意ください。
- ご契約者または被保険者には、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項（書面省略特約により、当社が定める機器等を利用してお申込みされる場合は、保険契約のお申込みを行う際に申し出る事項）とすることによって、当社が告知を求めた事項（「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険の対象の価額いっばいに保険金額を設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。
- 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分に対して保険金をお支払いすることはできませんので、ご注意ください。
- 損害保険会社等の間では、保険金の支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記目的以外の目的には利用しません。ご不明な点は当社までお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返戻金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返戻金の全額が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約締結後、被保険者の所有する建物・収容家財がHS（ホームセキュリティ）割引の適用対象とならなくなったことの確認のため、お客様または機械警備業務のご契約者の同意を得た上で、機械警備業務の契約の変更・解約・解除等に関する情報の提供を警備会社に対して直接請求いたします。なお、確認内容は上記目的以外に用いることはありません。ご不明の点は、当社までお問い合わせください。

地震保険について

- 地震保険は、保険の対象が居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）および居住用建物に収容されている家財（生活用動産）である火災保険契約に付帯できます。
- 地震保険にご加入されていないと、セコム安心マイホーム保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金がお支払いできません。
これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約されることが必要となりますのでご承知おきください。
- ※ただし、地震火災費用保険金補償特約における「地震火災費用保険金」のお支払いについては、「地震保険」のご契約の有無とは関係ありません。
- セコム安心マイホーム保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。なお地震保険を単独でご契約いただくことはできません。
- 地震保険のご契約を希望されない場合は、保険契約申込書等にご確認のご署名または押印（書面省略特約により、当社が定める機器等を利用してお申込みされるときは、その機器等において地震保険をセットしない旨のご確認）をお願いいたします。

クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

ご契約者が個人の場合で保険期間が1年を超えるご契約のとき、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- (1) お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社の本社あてに必ず郵便にてご通知ください（<記入例>をご参照ください。）。ご契約を申し込まれた取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (3) クーリングオフされた場合には、既にお払い込みいただいた保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、取扱代理店または当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただしご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがございます。

<クーリングオフできない場合>

次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・ 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

<記入例>

<p>切手</p> <p>102-8645</p> <p>東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル</p> <p>セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行</p>	<p>下記の契約をクーリングオフします。</p> <p>契約者住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>契約者氏名 ○○○○印</p> <p>電話番号 ○○○○-○○○○-○○○○</p> <p>契約申込日 平成○○年○○月○○日</p> <p>保険種類 家庭総合保険</p> <p>領収証番号 ○○○○○○-○○ (または証券番号) ○○○○○○○○○○○○</p> <p>取扱代理店名 ○○○○○○代理店 当社取扱店名 ○○○○○○</p>
--	--

個人情報の取扱いについて

本契約をお申込みの際は、下記記載事項にご同意のうえお申込みください。

- (1) お客様の情報の利用目的について
お客様からお預かりした情報は、適切な保険の引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます。）および保険商品のご提案に利用したり、当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先の商品・サービス等のご案内・ご提供などに利用することがあります。
- (2) お客様の情報の第三者への提供または共同利用について
お客様からお預かりした情報は、下記の①～⑥の場合に提供または共同利用することがあります。
 - ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
 - ③ 商品・サービス等のご提案・ご提供を行うために当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先と共同利用する場合
 - ④ 保険契約の適正な引受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため、損害保険会社等の間で共同利用する場合（保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合を含みます。）
 - ⑤ 保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
 - ⑥ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

※当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.secom-sonpo.co.jp>)をご覧ください。

用語のご説明

用語	ご説明
保険の対象	保険をつける対象をいいます。
被保険者	保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる方をいいます。
保険価額	保険の対象の評価額をいいます。なお、新価基準で算出する再調達価額(新価)と時価基準で算出する時価額があります。
再調達価額(新価)	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
時価額	再調達価額(新価)から使用による消耗分(減価分)を差し引いた金額をいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

目次

セコム安心マイホーム保険

I	セコム安心マイホーム保険の概要	6
II	ご契約時等にご注意いただきたいこと	6
	1. 保険の対象について	
	2. ご契約時等にお知らせいただきたいこと（告知義務等）	
	3. ご契約時にご注意いただきたいこと	
	4. 免責金額（自己負担額）	
	5. 評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額	
	6. 保険料のお支払いについて	
	7. 団体扱のご契約について	
	8. 補償の重複にご注意ください	
III	ご契約後にご注意いただきたいこと	10
	1. ご契約後の契約内容の変更などの通知（通知義務等）	
	2. ご通知をいただいた後のご契約の取扱い	
	3. 保険金額の見直し	
	4. 保険金額調整等に関する追加特約について	
IV	事故が起こったときの手続き	12
	1. 事故の通知	
	2. 当社にご相談いただきたいこと	
	3. 保険金請求に必要な書類	
V	保険金をお支払いした後のご契約	13
	【補償内容・特約一覧表】	14

地震保険

I	地震保険の内容	18
	1. 地震保険の対象	
	2. 地震保険の補償内容	
	3. 保険金をお支払いできない主な場合	
II	損害の認定基準について	19
	1. 建物の「全損」「半損」「一部損」	
	2. 家財の「全損」「半損」「一部損」	
III	ご契約時にご注意いただきたいこと	26
	1. 地震保険の保険金額について	
	2. セットで契約するセコム安心マイホーム保険との関係	
	3. セットで契約するセコム安心マイホーム保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取り扱い	
	4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について	
IV	地震保険の割引制度について	26
	1. 免震建築物割引	
	2. 耐震等級割引	
	3. 耐震診断割引	
	4. 建築年割引	
V	ご契約後にご注意いただきたいこと	28
VI	事故が起こったときの手続き	28
VII	保険金をお支払いした後のご契約	28
VIII	警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて	28
	【セコム安心マイホーム保険の保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合】	29

セコム安心マイホーム保険

I セコム安心マイホーム保険の概要

「セコム安心マイホーム保険」は「家庭総合保険」のペットネームです。

セコム安心マイホーム保険は、大切なお住まいや家財等を対象に、火災をはじめとする様々な事故により発生した損害を補償する保険です。この保険の補償内容の構成は、原則としてすべてのご契約において補償対象となる「基本補償」と、補償内容をより充実させる「オプション補償」の2つからなります。「基本補償」は、ご契約者が必要とされる補償内容に応じて、3つのプランからお選びいただくことができます。

詳細は14～17ページの【補償内容・特約一覧表】や普通保険約款・特約の「保険金を支払う場合」の項目等でご確認ください。

基本補償		+	オプション補償
ワイドプラン	費用保険金		(ご契約者が必要とされる補償に応じてセット)
ベーシックプラン			
スリムプラン			
(すべてのご契約に共通)			

II ご契約時等にご注意いただきたいこと

1. 保険の対象について

セコム安心マイホーム保険は、日本国内にある専用住宅（住居のみに使用される物件をいいます。）、以下①および②に掲げるものを保険の対象としてご契約いただくことができます。

- ①建物 ②家財一式^{【※1】}※2^{【※3】}

【※1】次に掲げるものは、家財一式には含まれません。

- ・自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。）
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの（家財一式を保険の対象とする場合、通貨、預貯金証書に盗難による損害が生じたときにかぎり、それらを保険の対象として取扱います。）
- ・商品およびこれらに類するもの
- ・業務用の什器・備品

【※2】家財一式には、ご契約時にご申告いただき、保険契約申込書に明記しないと保険の対象に含まれないものがあります。具体的には、以下に掲げるものです。これらを「明記物件」といいます。

- ・稿本（本などの原稿）、設計書、証書、帳簿その他これらに類するもの

【※3】次に掲げるものは、家財一式に含まれます。なお、1個または1組の価額が30万円を超えるもので保険契約申込書（書面省略特約により、当社が定める機器等を利用してお申込みされる場合は、その機器等の画面）に明記したものを除き、損害額が1個または1組について30万円を超える場合は、その損害額を30万円とみなします。

- ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品（以下「貴金属等」といいます。）

2. ご契約時等にお知らせいただきたいこと（告知義務等）

(1)ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、保

険契約申込書の記載事項（書面省略特約により、当社が定める機器等を利用してお申込みされる場合は、保険契約のお申込みを行う際に申し出る事項）とすることによって、当社が告知を求めた事項（「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

事実と異なる内容を告げた場合や事実を告げなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

なお、告知事項とは、以下の事項をいいます。

ア. 保険の対象の所在地

イ. 建物^{【※】}の種類・用法・面積

ウ. 機械警備の実施状況

エ. 耐火性能状況（耐火性能割引を適用する場合）

オ. オール電化住宅への合致状況（オール電化住宅割引を適用する場合）

カ. 戸数（個人賠償責任保険包括契約に関する特約をセットする場合）

キ. エレベーター・エスカレーターの台数（施設賠償責任特約をセットする場合）

ク. この保険契約の保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された、この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約または共済契約の有無

【※】保険の対象が家財の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。

(2)ご契約者または被保険者になる方には、保険の対象である建物の評価額（再調達価額）を算出するにあたり、ご契約時またはご契約後に当社が照会した事項（評価事項）について事実を正確にお申し出いただく必要があります。事実と異なる内容をお申し出いただいた場合や事実をお申し出いただかなかった場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

なお、評価事項とは、以下の事項をいいます。

ア. 保険の対象の所在地

イ. 建物の種類・用法・面積

ウ. 建物付属物

エ. 区分所有建物の共用部分（分譲マンションを対象としたご契約の場合）

オ. 門・塀・ガレージ等の価額

カ. 建築費

キ. 建築年

ク. 建物の増改築等や損害の有無

(3)この保険と補償内容が重複する他の保険契約または共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

(4)ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、その契約は無効（ご契約の全ての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。）となります。

(5)ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が契約を締結した場合は、当社は書面による通知をもって、その契約を取り消すことができます。

3. ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約申込書に記載（書面省略特約により、当社が定める機器等を利用してお申込みされる場合は、その機器等に表示）されている建物の種類については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- ・木造建物であっても、耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- ・木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。

さい。

4. 免責金額（自己負担額）

(1) 基本補償

基本補償に免責金額（自己負担額）を設定いただくことにより、保険料を抑えたご契約の設計が可能です。免責金額は「なし^{【※】}」、「10万円」または「20万円」の3パターンからお選びいただけます。いずれの場合にも、保険金のお支払いの際には、保険金額または所定の支払限度額を限度とし、損害額から免責金額を差し引いた金額が損害保険金のお支払額となるため、損害額が免責金額以下であった場合には、損害保険金が支払われませんので、ご注意ください。なお、この場合であっても、損害防止費用についてはお支払いの対象となります。

【※】風災・雹災^{ひょう}・雪災による損害については「10万円」の免責金額を設定することができます。

(2) オプション補償

「破損・汚損損害等補償特約」「携行品損害補償特約」については、基本補償の免責金額に関係なく、いずれも3万円の免責金額が適用されます。各特約の損害の額が3万円以下の場合には、保険金が支払われませんので、ご注意ください。

5. 評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

セコム安心マイホーム保険では、評価基準・保険金支払基準を決めています。

それぞれの基準およびお支払いする損害保険金は、次ページのとおりです。

評価基準 ・保険金 支払基準	保険の 対象	評価基準・保険金支払基準 お支払いする損害保険金
新価・ 実損払	建物	<p>【評価基準・保険金支払基準】 新価を基準として保険金額を設定します。 罹災時には、再調達価額を基準に、保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする損害保険金（保険金額限度）】 再調達価額を基準とした損害額</p>
	家財 一式	<p>【評価基準・保険金支払基準】 新価を基準として保険金額を設定します。 罹災時には、再調達価額を基準に、保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする損害保険金（保険金額限度）】 再調達価額を基準とした損害額</p>
	貴金 属等 ・ 明記 物件	<p>【評価基準・保険金支払基準】 時価額を基準として保険金をお支払いします。 新価・実損払でご契約いただいた家財に含めてご契約いただく場合でも、「時価・実損払」となります。</p> <p>【お支払いする損害保険金（保険金額限度）】 時価額を基準とした損害の額 (注)事故の区分により、別途、限度額が適用される場合があります。</p>
	時価・ 比例払	建物

6. 保険料のお支払いについて

保険期間などの条件により、

- 保険料を分割して毎月お支払いいただく月払
- 保険料を分割して毎年お支払いいただく長期年払
- 保険料を一括してお支払いいただく長期一括払（2～36年の整数年に限ります。）、一括払（長期一括払以外の一括払）

などからお選びいただきます。

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、ご契約と同時に一括してお支払いください。なお、分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、保険証券記載の払込期日までにお支払いください。お支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがあります。

(注)団体扱契約等は上記と保険料のお支払い方法が異なります。

7. 団体扱のご契約について

団体扱契約としてご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

団体扱のご加入条件の詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご加入条件 (団体扱の対象となる方)		ご注意 団体扱の対象と ならない方の例
ご契約者 右記に該当する 方ご本人のみが 対象となります。 (ご家族などは 対象外)	団 体 扱 団体（企業等）に勤務 し、その団体から毎月 給与の支払いを受けて いる方（ご本人） など ^{【※】}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体から給与の支払いを受け ていない方（ご家族、他団体 からの出向者、派遣の方など） ・ 団体に勤務していない方（ご 家族、取引業者、下請業者な ど） ・ 団体に引き続き雇用される期 間が1年未満の方（アルバイト・臨時雇の方など） ・ 【団体の制度で退職者が対象と なっていない場合】団体を退 職された方^{【※】} など
被保険者 (補償を受けら れる方) ご家族などの場 合、ご契約者との 関係にご注意 ください。	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者本人 ・ ご契約者の配偶者 ・ ご契約者またはその配偶 者の同居の親族 ・ ご契約者またはその配偶 者の別居の扶養親族 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別居の結婚しているお子さま ・ 別居の扶養していないご父母 ・ 別居の就職しているお子さま など

【※】団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

8. 補償の重複にご注意ください

被保険者（補償を受けられる方）またはそのご家族が、既に他の保険契約等で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約等されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

★ 特にご注意ください特約（主な例）

○ 類焼損害補償特約

同一の物件に対して複数の保険契約に加入される場合（保険の対象が建物・家財別の場合を含みます。）に、類焼損害補償特約を2つ以上の保険契約にセットされても、受け取ることができる保険金の限度額は増額されず、1億円が限度となります。

○ 個人賠償責任補償特約

他の保険契約等（他の傷害保険、火災保険、自動車保険等）において、補償範囲が同じで保険金額が無制限の賠償責任補償がある場合、さらに個人賠償責任補償特約をセットされても、補償の限度額は増額されません。

Ⅲ ご契約後にご注意いただきたいこと

1. ご契約後の契約内容の変更などの通知（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。

(1) 通知事項

以下の項目についてご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金

をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ア. 建物の構造または用途を変更するとき

イ. 保険の対象を他の場所に移転するとき

ウ. 前記「Ⅱ 2. ご契約時等にお知らせいただきたいこと（告知義務等）（1）」に記載のア. からキ. までの事項に変更があったとき

(2) 保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または当社までご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。

(3) 保険の対象が建物でかつ新価・実損払の場合

以下のいずれかに該当する事実が発生し、それにより保険の対象である建物の価額が増加または減少した場合、遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金の一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ア. 保険の対象である建物の増築・改築または一部取りこわし

イ. この保険契約において補償しない事故による保険の対象である建物の一部滅失

(4) ご契約者の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。

(5) 上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご連絡ください。

2. ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

(1) 前記 1. (1) (通知事項)のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。

・ 対象の物件が専用住宅でなくなったとき

・ 日本国外に保険の対象が移転したとき

(2) 前記 1. (5)のご契約内容の変更等をご希望であっても、その変更の内容によっては、ご契約を継続することができない場合がありますので、ご注意ください。

(3) 分割払（月払）契約において、契約内容の変更等により、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなり、保険料が返還となる場合は、ご契約を解約し、新たなご契約を締結していただきます。なお、詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3. 保険金額の見直し

保険期間中の物価の上昇や下落等により、ご契約いただいている保険金額が、保険の対象の価額よりも過大または過小となる場合があります。また、建物の増改築や一部とりこわし、構造・用途の変更によって、保険の対象の価額が保険金額と乖離する場合があります。

保険金額の見直しにつきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 保険金額調整等に関する追加特約について

保険期間が5年を超えるご契約について、将来の物価変動等により保険金額を20%以上増額または減額する必要が生じた場合には、当社からお客様に保険金額調整と保険料請求のご案内をいたします。この際に追加保険料をお支払いいただかなかった場合には保険金が削減されることがあります。

IV 事故が起こった時の手続き

1. 事故の通知

事故が起こった場合、遅滞なく当社または取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがありますので、ご注意ください。

2. 当社にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故等にかかわる示談につきましては、必ず当社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に当社にご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

3. 保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、下記の書類のうち当社が求めるものを提出していただきます。

①当社所定の保険金請求書

(個人情報取扱いに関する同意を含みます。)

②損害状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況および事故原因等を記載した書類をいいます。

③損害(損失)や費用の見積書関係書類の例

ア. 損害の額、損害の程度および損害の範囲等を確認することのできる書類、修理等に要する費用の見積書ならびに損害の程度等を確認することのできる写真

・修理見積書、請求明細書、領収書

・図面

・損害内容申告書

・事故原因、損害状況の見解書

・事故原因、損害状況の写真

・費用の支出を示す書類 など

イ. 家賃の損失を確認する書類の例

・居住者名簿、住民票

・賃貸借契約書

ウ. 損害賠償の額を証明する書類の例

・損害状況の写真

・修理見積書、請求明細書、領収書

・診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書、検査資料

・死亡診断書、死体検案書、戸籍謄本(死亡事故の場合、相手方の相続人を確認するための資料)

・休業損害証明、源泉徴収票、所得証明書

・災害補償規定、保証金受領書

・交通費、諸費用の明細書 など

④被保険者の印鑑証明書

⑤公の機関が発行する罹災証明書またはこれに代わるべき書類の例

ア. 盗難損害の場合

・所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 など

・預貯金証書の盗難の場合は、該当口座の明細書(金融機関より)など

イ. 火災・爆発の損害の場合

・消防署の罹災証明書 など

⑥その他の書類

ア. 建物の対象であることを示す書類の例

- ・ 建物の対象であることを示す書類
- ・ 固定資産税台帳写し（機械台帳）
- ・ 所有権区分に関する確認書その他これに代わるべき書類 など

イ. 質権が設定されている場合に必要な書類の例

- ・ 質権者の保険金請求書および債務残高証明書
- ・ 質権直接支払指図書 など

ウ. 被保険者の保険金請求意思を確認する書類の例

- ・ 委任状
- ・ 住民票
- ・ 印鑑証明書 など

エ. 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類の例

- ・ 調査の同意書（賠償事故の場合、相手方のものを含む）など

オ. その他の書類

- ・ 示談書その他これに代わるべき書類
- ・ 権利移転書
- ・ 先取特権にかかわる書類（被害者の賠償金へのお支払を証明する書類、被害者の承諾を証明する書類）
- ・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの など

（注）事故の内容、ケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件をみたす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しくは、当社または取扱代理店までお問い合わせください。

前記3.の書類をご提出いただく等、約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しくは、当社までお問い合わせください。

V 保険金をお支払いした後のご契約

損害保険金^[注1]のお支払額が1回の事故で保険金額^[注2]の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

【注1】通貨等の盗難の場合などを除きます。

【注2】保険金の支払基準を「新価」とした契約で、保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額、保険金の支払基準を「時価」とした契約で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

【補償内容・特約一覧表】

※ここに記載の「評価額」および「損害額」は、再調達価額（新価）を基準に算出したものをいいます。（ただし、

(1) 基本補償（物保険、費用保険金等）

お支払いする場合				お支払いする保険金	
基本補償 (物保険)	○：補償します ×：補償しません			補償の有無	
		ワイド	ベシック	スリム	
	① 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	損害額※－保険証券記載の免責金額（保険金額が限度） ※30万円を超える貴金属等を申込み時に明記しなかった場合は、30万円が限度 家財をご契約の場合、下記のもの盗難による支払いは次のとおりとなります。 (1)通貨 1事故につき1敷地内ごとに20万円が限度 (2)預貯金証券(預金証券、貯金証券をいい、通帳・キャッシュカードを含む) 1事故につき1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度 (3)1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等を申込み時に明記した場合は、1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度 明記しなかった場合は、1事故につき1個または1組ごとに30万円が限度
	② 風災・雹災・雪災	○	○	○	
	③ 盗難 通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合)	○	○	○	
	④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○	×	
	⑤ 給排水設備の事故等による水漏れ	○	○	×	
	⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×	
⑦ 水災 (1)保険の対象である建物・家財がそれぞれ の評価額の30%以上の損害を受けた場合 (2)床上浸水(居住の用に供する部分の床を 超える浸水)により保険の対象である建 物・家財が損害を受けた場合	○	×	×		

基本補償 (費用保険金等)	火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用) ①(落雷除く)、③の事故により保険の対象である建物または家財に対して損害保険金が支払われる場合	危険軽減のために新たに支出した費用 (1事故につき1敷地内ごとに20万円が限度)
	残存物取片づけ費用保険金 ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%が限度)
	特別費用保険金 ①～⑦の事故により保険の対象が全損(全焼・全壊)となり、契約が終了した場合	損害保険金×10%(1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度)
	水道管凍結修理費用保険金 建物が保険の対象である場合に、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したとき	実費(1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度)
	損害防止費用 ①の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費
	損害賠償請求権の保全・行使に要する費用 当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出した場合	実費

保険金をお支払いできない主な場合

基本補償 (共通)	●保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
	●保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
	●火災等の事故の際の紛失・盗難
	●保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難(携行品損害補償特約をセットされた場合における携行品に生じた損害を除きます。)
	●戦争、革命、内乱、暴動
	●地震、噴火またはこれらによる津波(地震保険または地震火災費用保険金補償特約をご契約された場合は除きます。)
	●核燃料物質等による事故

貴金属等および明記物件ならびに建物時価比例払特約をセットした場合は、時価額)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難（携行品損害補償特約をセットされた場合における携行品に生じた損害を除きます。）
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震保険または地震火災費用保険金補償特約をご契約された場合は除きます。）
- 核燃料物質等による事故



(2) オプション補償（自由選択）

	お支払いする場合	お支払いする保険金
オプション補償（自由選択）	臨時費用保険金補償特約（10%・100万円限度） ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×10%（1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度）
	臨時費用保険金補償特約（30%・300万円限度） ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%（1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度）
	臨時費用保険金補償特約（30%・100万円限度） ※建物時価比例払特約をセットした場合 ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%（1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度）
	地震火災費用保険金補償特約 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 (1) 保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2) 保険の対象である家財が全焼になったとき	保険金額※×5%（1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度） ※保険金額が評価額を超える場合は評価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。
	失火見舞費用保険金補償特約 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した①（落雷除く）の事故により、他人の所有物に損害が生じた場合	被災世帯数×20万円（1事故につき保険金額※×20%が限度） ※保険金額が評価額を超える場合は評価額となります。
	類焼損害補償特約 保険の対象である建物もしくは収容家財または保険の対象である家財もしくは収容建物から発生した①（落雷除く）の事故により、類焼補償対象物が損害を受けた場合	保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。（各契約年数ごとに1億円が限度）
	ドアロック交換費用補償特約 日本国内において保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物のドアの鍵が盗難されたことにより、錠の交換が必要となった場合	実費（1事故につき3万円が限度）
	敷地内構築物修復費用補償特約 保険の対象である建物と同敷地内にある構築物が建物と同一の①～⑦の事故※により損害を受け、建物に対し損害保険金が支払われた場合 ※破損・汚損損害等補償特約をセットした場合には、①～⑦以外の不測かつ突発的な事故も対象となります。	復旧費用の実費（1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度）
	携行品損害補償特約 携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をい、有価証券、預貯金証書（通帳・キャッシュカード等）、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。	保険金額の範囲内で、損害額（損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有効な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用を含み、かつ、携行品の種類により、1事故につき、次の額が限度）から3万円を差し引いた額。 ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗車船券・宿泊券、通賃等…5万円 （保険期間を通じて保険金額が限度）
	破損・汚損損害等補償特約 保険の対象である建物または家財が①～⑦以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けた場合	建物をご契約の場合 損害額－3万円（保険金額が限度） 家財をご契約の場合 損害額※－3万円（1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度） ※30万円を超える貴金属等を申込み時に明記しなかった場合は、30万円が限度
	個人賠償責任補償特約 被保険者本人、その配偶者およびこれらと同一世帯の親族が次の事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・本人の居住の用に供される保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故	賠償金額 ただし保険証券記載の支払限度額が限度 訴訟費用、弁護士費用、示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。
	借家人賠償責任補償特約 (1) ①～⑥の事故により被保険者の借用する建物が損壊し、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (2) 賃貸住宅で①～⑥の事故により、建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合	(1) 賠償金額 ただし保険証券記載の支払限度額が限度 訴訟費用、弁護士費用、示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。 (2) 実費（300万円が限度）

お支払いする場合

お支払いする保険金

オプション補償(自由選択)

	補償の有無		
	ワイド	ベーシック	スリム
建物時価比例払特約 本特約をセットした場合、基本補償(物保険)のお支払いする場合は次のとおり変更となります。	○：補償します ×：補償しません		
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
② 風災・雹災・雪災(1敷地内につき20万円以上の損害が生じた場合)	○	○	○
③ 盗難・通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合)	○	○	○
④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○	×
⑤ 給排水設備の事故等による水漏れ	○	○	×
⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×
⑦ 水災 (1) 保険の対象である建物が評価額の30%以上の損害を受けた場合 (2) (1)以外で、床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水、以下同じ)により保険の対象である建物が評価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合 (3) (1)(2)以外で床上浸水により保険の対象である建物が損害を受けた場合	○	×	×

また、次の項目についても変更となります。
 ・⑦の事故については残存物取片づけ費用保険金および臨時費用保険金補償特約の保険金がお支払われません。
 ・火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用)をお支払いする場合における「損害保険金がお支払われる場合」は「3万円以上の損害が生じた場合」に変更となります。
 ・特別費用保険金は支払われません。
 ・損害防止費用としてお支払いする保険金は「実費」から「実費× $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額} \times 80\%}$ 」に変更となります。

①～⑥の事故の場合

損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額} \times 80\%}$
 (保険金額または損害額のいずれか低い額が限度)

⑦の事故の場合

- (1) 保険金額※1 × $\frac{\text{損害額}}{\text{評価額}} \times 70\%$
 (2) 保険金額※1 × 10%
 (1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度)※2
 (3) 保険金額※1 × 5%
 (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)※2

※1 保険金額が評価額を超えるときは評価額となります。

※2 (2)および(3)の合計額は、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度

保険金をお支払いできない主な場合(特にご注意いただきたいもの)

オプション補償

<破損・汚損損害等補償特約>

- 置き忘れまたは紛失 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐蝕、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害 ●電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外觀上の損傷(保険の対象の機能に支障をきたさない損害) ●電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●土地の沈下、隆起等によって生じた損害
- 公権力の行使によって生じた損害 ●加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 など

※家財が保険の対象である場合、不測かつ突発的な事故により次のもの生じた損害についても保険金をお支払いできません。

- 義歯・義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- 携帯電話(PHSを含みます)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- 携帯式電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等)およびこれらの付属品
- 自転車および原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)ならびにこれらの付属品
- 動物および植物 など

<類焼損害補償特約>

類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反 など



I 地震保険の内容

1. 地震保険の対象

(1) 対象となるもの（保険の対象）

- ・ 居住用建物（住居のみに使用される建物および併用住宅※）
- ・ 居住用建物に収容されている家財（生活用動産）

※セコム安心マイホーム保険では、併用住宅をご契約いただくことはできません。

(2) 対象とならないもの

- ・ 店舗や事務所のみに使用されている建物
- ・ 営業用什器・備品や商品などの動産
- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車※
- ・ 貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの※
- ・ 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物※

※セットでご契約いただくセコム安心マイホーム保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

(注) 建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じても、保険金は支払われません。

2. 地震保険の補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全 損 の とき	建物の地震保険金額の全額[時価額限度]
	半 損 の とき	建物の地震保険金額の50%[時価額の50%限度]
	一 部 損 の とき	建物の地震保険金額の5%[時価額の5%限度]
家財	全 損 の とき	家財の地震保険金額の全額[時価額限度]
	半 損 の とき	家財の地震保険金額の50%[時価額の50%限度]
	一 部 損 の とき	家財の地震保険金額の5%[時価額の5%限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金は支払われません。

※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記Ⅱ. 損害の認定基準についてをご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円(平成25年5月現在)を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

お支払いする保険金 = 全損、半損または一部損の算出保険金 × $\frac{6兆2,000億円}{算出保険金総額}$

3. 保険金をお支払いできない主な場合

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象（保険をつけた物）の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

II 損害の認定基準について

前記 I.2. の「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

	認定の基準（①②または③）		
損害の程度	①主要構造部※1（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	——
半損	建物の時価額の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	——
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	——	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

※1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

① 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、桢組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1、桢組壁工法：表1-2を参照願います。）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

② 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3を参照願います。）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4を参照願います。）から

部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

(2)津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、桝組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表3を参照願います。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

(3)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、桝組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表4を参照願います。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価額の80%以上
半損	家財の損害額が家財の時価額の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取り扱い

- ①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。
- ②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

(表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合 (%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損とします			
要	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
造	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
部	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が $1/20$ (約 3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が $1/20$ (約 3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合 (%)	物理的損傷割合の求め方	
主	外壁	①3%以下	2	$\frac{\text{1階の損傷外壁水平長さ}}{\text{1階の外周延べ長さ}}$
		②～⑥ 略	4～39	
		⑦25%を超える場合	全損	
要	内壁	①3%以下	3	$\frac{\text{1階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{\text{1階の入隅全箇所数}}$
		②～④ 略	5～35	
		⑤15%を超える場合	全損	
造	基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑦ 略	2～10	
		⑧35%を超える場合	全損	
部	屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～⑧ 略	2～9	
		⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が $1/20$ (約 3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1)非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物 全体 の 被害	被害の程度		損害割合 (%)	
	最大沈下量 (沈下とは、建物が 地表面より沈み込む もの。)	①5cmを超え、10cm以下		3
		②～⑩ 略		5～45
		⑪100cmを超える場合		全損
傾斜 (傾斜とは、沈下を 伴う傾斜。)	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下		3	
	②～⑦ 略		5～40	
	⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合		全損	

(表2-2)非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度（物理的損傷割合）	損害割合（%）
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤ 略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩ 略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪ 略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪ 略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。（ただし、最上階は除く。）

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含む）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含む）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3)非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物全体の被害	被害の程度		損害割合 (%)
	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの。)	①10cmを超え、15cm以下	
②～⑤ 略			10～40
⑥40cmを超える場合			全損
傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜。)	①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下		3
	②～⑤ 略		10～40
	⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合		全損

(表2-4)非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ 略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ 略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ 略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ 略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3)木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害
全損	鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合
半損	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないとき

※津波以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表4)木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾斜	最大沈下量
全損	1.7/100(約1°)を超える場合	30cmを超える場合
半損	0.9/100(約0.5°)を超え、1.7/100(約1°)以下の場合	15cmを超え、30cm以下の場合
一部損	0.4/100(約0.2°)を超え、0.9/100(約0.5°)以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

Ⅲ ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額について

建物、家財ごとに、セットで契約するセコム安心マイホーム保険の保険金額の30%~50%の範囲で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. セットで契約するセコム安心マイホーム保険との関係

(1)地震保険は、セコム安心マイホーム保険にセットして契約しなければその効力を生じません。

(2)セットで契約するセコム安心マイホーム保険が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

3. セットで契約するセコム安心マイホーム保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取り扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせてセコム安心マイホーム保険契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

※保険期間が自動的に継続する方式のご注意

- ・保険期間の満了する3カ月前までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、継続保険期間の初日(払込期日)までにお支払いください。払込期日の属する月の翌月末までにお支払いのない場合には、継続前契約の満期日の午後4時以降に生じた事故による損害には保険金をお支払いできません。

4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

(建物の構造)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造^(注)の2つに区分されています。セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます(イ構造→火災保険の構造がM構造・T構造または1級構造・2級構造の場合、ロ構造→火災保険の構造がH構造または3級構造の場合)。

(注)平成22年1月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。適用条件など詳しくは取扱代理店または当社までご連絡ください。

(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

Ⅳ 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます(地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引が異なります。)。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

1. 免震建築物割引(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」とい

ます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および②「技術的審査適合証」など免震建築物であることが確認できる書類(写)^{*}

※長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年7月1日以降、保険期間が開始するご契約から割引の確認書類となります。

割引率	30%
-----	-----

2. 耐震等級割引(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)
- ・評価指針に基づく耐震性能評価書(写)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および②「技術的審査適合証」など耐震等級を確認できる書類(写)^{*1,2}

※1長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年7月1日以降、保険期間が開始するご契約から割引の確認書類となります。

※2「認定通知書」など上記①のみご提出いただいた場合には、耐震等級割引(20%)が適用されます。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

3. 耐震診断割引(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)
- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書)

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合(いずれの書類も記載された建築年月により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です)。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^{*1}が発行^{*2}する書類(写)

- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

※1国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

※2建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

(注1)上記1.または2.の割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書(写)をご提出いただくことができます。

(注2)対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)をご提出いただくことができます。

(注3)注2にかかわらず、継続契約(前契約(当社契約に限る)の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記1.～4.のただし書の資料の提出を省略することができます。

(注4)上記1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

V ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちに取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1)建物の構造または用途を変更するとき(例：併用住宅が専用店舗に変わった場合等)
- (2)引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき
また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、取扱代理店または当社にご通知ください。

VI 事故が起こったときの手続き

地震保険で補償する事故が起こったときは、ただちに取扱代理店または当社にご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。お手続きに際しては、保険証券のほか、保険金の請求書など必要な書類のご提出をお願いします。

VII 保険金をお支払いした後のご契約

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額(ご契約金額)は減額することはありません。

VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成24年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神奈川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成； 足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上 野原、甲州、中央 〔町村〕 西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡＝昭和； 南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〔市〕 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〔町村〕 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮 田；下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〔市〕 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〔市〕 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、 常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、 みよし、あま、長久手 〔町村〕 愛知郡＝東郷；海部郡＝大治、蟹江、飛島；知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美 浜、武豊；額田郡＝幸田；北設楽郡＝設楽、東栄
三 重	〔市〕 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〔町村〕 桑名郡＝木曾岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。
 ※上記強化地域は、平成24年3月30日付け告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。なお、市町村名は平成24年4月1日現在で表記しています。

【セコム安心マイホーム保険の保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合】

セコム安心マイホーム保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、セコム安心マイホーム保険の保険期間(ご契約期間)の中途から地震保険をご契約になることができます(ただし、上記Ⅷ. の場合を除きます。)ので、ご希望される場合には、取扱代理店または当社までご連絡ください。

MEMO

MEMO

MEMO

本店営業部	☎ 03(5216)6134	名古屋支店	☎ 052(961)2481
札幌支店	☎ 011(241)7066	岡崎支社	☎ 0564(22)5051
青森営業所	☎ 017(735)4030	岐阜支社	☎ 058(265)2328
盛岡支社	☎ 019(623)0931	三重支社	☎ 059(226)1636
秋田営業所	☎ 018(836)6833	京都支店	☎ 075(231)5700
仙台支店	☎ 022(222)3939	大阪支店	☎ 06(6202)7831
山形支社	☎ 023(685)7837	神戸支店	☎ 078(327)7616
郡山支社	☎ 024(923)3097	米子営業所	☎ 0859(37)6460
水戸支社	☎ 029(221)5828	岡山支社	☎ 086(224)7181
宇都宮支社	☎ 028(633)3254	広島支店	☎ 082(244)2022
桐生支社	☎ 0277(43)6100	徳島支店	☎ 088(654)0131
さいたま支店	☎ 048(642)4103	高松支社	☎ 087(821)6641
千葉支店	☎ 043(302)0821	松山支社	☎ 089(931)7384
立川支社	☎ 042(529)5891	高知営業所	☎ 088(885)3001
山梨支社	☎ 055(227)5641	福岡支店	☎ 092(271)6290
横浜支店	☎ 045(412)5850	大分支社	☎ 097(532)7751
厚木支社	☎ 046(223)8271	佐賀支社	☎ 0952(30)7148
長野営業所	☎ 026(264)5383	長崎営業所	☎ 095(820)4088
新潟支店	☎ 025(281)3645	熊本支店	☎ 096(354)6661
富山営業所	☎ 076(431)9852	宮崎営業所	☎ 0985(32)2154
北陸支社	☎ 076(264)0131	鹿児島支社	☎ 099(223)2511
静岡支店	☎ 054(255)0308	沖縄営業所	☎ 098(862)2246
浜松支社	☎ 053(454)6848		

(平成25年5月現在)

お問い合わせは……

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

本店 〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル ☎03(5216)6111(大代表)
<http://www.secom-sonpo.co.jp>

SEK-1101-1305-0091 F9087-00-00 1308